

## 米子市クリーンセンター一般廃棄物処理手数料徴収事務委託契約書（案）

米子市（以下「甲」という。）と〔運営事業者名〕（以下「乙」という。）とは、米子市クリーンセンターに一般廃棄物を搬入する者の利便を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、米子市クリーンセンターに搬入される一般廃棄物の処理手数料（以下単に「手数料」という。）の徴収に関する事務の処理について、次のとおり委託契約を締結する。

### （事務の委託）

第1条 甲は、手数料の徴収に関する事務の処理を乙に委託し、乙は、これを受託した。

2 甲は、前項の事務（以下「徴収事務」という。）の処理に関し必要があると認めるときは、乙に対し、指示をすることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

### （処理期間）

第2条 乙が徴収事務を処理する期間は、平成29年4月1日から平成44年3月31日までとする。

### （委託料）

第3条 徴収事務の処理に対する委託料は、平成28年●月●日に甲と乙と締結した米子市クリーンセンター長期包括的運営事業運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）の委託料の中に含まれるものとする。

2 徴収事務の実施に伴い発生する経費については、すべて乙の負担とする。

3 前2項にかかわらず、徴収事務の範囲が変更された場合、甲と乙は、委託料の変更および経費の負担について協議する。

### （従事者の配置）

第4条 乙は、徴収事務を処理するために必要な従事者（以下単に「従事者」という。）を配置しなければならない。

2 乙は、従事者の名簿を甲に提出しなければならない。従事者に異動が生じたときも、同様とする。

### （徴収事務管理責任者）

第5条 乙は、徴収事務管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、その氏名を甲に通知しなければならない。管理責任者に異動が生じたときも、同様とする。

2 乙は、管理責任者をもって、徴収事務の処理の管理及び徴収事務の処理に関する甲との連絡に当たらせるものとする。

- 3 甲は、徴収事務の処理に関する指示（この契約に定めるところにより甲が乙に対して行うものを除く。）は、管理責任者に対して行い、従事者に対し、直接これを行ってはならない。

（手数料の徴収）

第6条 乙は、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年米子市条例第98号）第25条第1項第2号に定めるところにより手数料の徴収を行うものとする。

- 2 乙は、手数料を収納したときは、所定の領収書に領収印（別記様式第1号）を押し、これを手数料を納付した者に交付するものとする。

（徴収金の取扱い）

第7条 乙は、収納した手数料を、収納金払込書（別記様式第2号）により、当該手数料を収納した日又はその翌日（これらの日が、甲の指定金融機関の営業日でない日（以下この項において「指定金融機関休業日」という。）に当たるときは、当該指定金融機関休業日後において当該指定金融機関休業日に最も近い甲の指定金融機関の営業日とする。）に、甲の指定金融機関に払い込まなければならない。

- 2 乙は、収入日計簿により手数料の徴収の実績を記録し、常に手数料の徴収の状況を明らかにするとともに、収納した現金は、他の現金と区別しておかななければならない。
- 3 乙は、徴収事務の処理に関して別に会計を設け、その経理を明らかにしておかななければならない。

（帳簿等の管理）

第8条 乙は、徴収事務の処理に関する諸帳簿及び証拠書類（以下「帳簿等」という。）を常に整備しておかななければならない。

- 2 乙は、この契約の終了後5年間、帳簿等を保存しておかななければならない。

（報告及び確認）

第9条 乙は、毎月の徴収事務の処理の状況を、その翌月の10日（各年3月の徴収事務の処理の状況については、同月末日）までに、徴収金集計表により甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容について確認を行うものとする。

（処理状況に関する報告等）

第10条 甲は、徴収事務の処理に関し必要があると認めるときは、乙に対し、報告若しくは資料の提出若しくは提示を求め、実地に調査をし、又は帳簿等を検査することができる。この場合において、乙は、これに従い、及び協力しなければならない。

(下請負又は再委託の禁止)

第11条 乙は、徴収事務の全部又は一部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約により生ずる乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、徴収事務の処理において知ることのできた甲の業務に関する個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）を含む一切の事項を第三者に漏らし、若しくは提供し、又は徴収事務の処理以外の目的のために使用してはならない。この契約の終了後も、同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、徴収事務の処理に当たり個人情報を取り扱う場合にあっては、個人情報の重要性を認識し、運營業務委託契約別紙13「個人情報取扱特記事項」を遵守するほか、甲の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。

(事故等の報告)

第15条 乙は、徴収事務の処理に関して事故が生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、収納した現金又は帳簿等を紛失したときは、直ちに、その旨を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、その1か月前までに相手方に申し出ることにより、この契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、この契約を完全に履行しないとき、又はこの契約に違反したとき。
- 二 徴収事務を処理する者として不適当な事実があったとき。
- 三 運營業務委託契約が乙の責めに帰すべき事由により解除されたとき。

3 乙は、前2項の規定によりこの契約を解除されたため損害を受けることがあっても、甲に対し、その賠償を請求することができない。

(反社会的勢力の関与による解除)

第17条 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であることが明らかになったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、この契約を解除することができる。

一 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を雇用したとき。

二 暴力団員をその役員若しくは代表者又はその経営に事実上参加する者（非常勤の者を含む。）としたとき、その他その経営に参加させたとき。

三 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対し金銭、物品その他の財産上の利益を与えたとき。

四 資金等の提供、便宜の供与等により、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

五 前2号に定めるもののほか、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行ったとき、又はこれらと密接な関係を有することとなったとき。

六 代理、あっせん、仲介、交渉等のため、又は問題を解決するために暴力団又は暴力団員を利用したとき。

七 乙若しくは第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員を利用したとき。

八 暴力団又は暴力団員と物品の製造、原材料の購入その他の業務（この契約の履行のためにするもの以外のものを含む。）に係る契約（徴収事務の下請又は再委託に係る契約を含む。）を締結したとき。

3 甲は、乙が前項各号のいずれかに該当する行為を行った者を相手方として物品の製造、原材料の購入その他の業務に係る契約を締結したことが明らかになったときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、前3項の規定によりこの契約を解除されたため損害を受けることがあっても、甲に対し、その賠償を請求することができない。

(徴収事務終了時における引継ぎ)

第18条 乙は、第2条の処理期間が満了したとき、又は第16条第1項若しくは第2項若しくは前条第1項から第3項までの規定によりこの契約が解除されたときは、直ちに徴収事務の一切を締め切り、甲の指定した日時及び場所において、その事務及び甲から交付を受けた帳簿、証票等を甲に引き継がなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため若しくはこの契約に違反したため又は徴収事務の処理に関し甲又は第三者に生じた損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による時、又は当該損害の発生を乙の責めに帰することが適当でないと甲が認めるときは、この限りでない。

(疑義等の決定)

第20条 徴収事務の処理に関し、この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地  
米子市  
米子市長 野坂康夫

乙

別記様式第1号（第6条関係）

領収印



←→  
20ミリメートル

